

(案)

契 約 書

沖縄県八重山事務所長 長濱 広明（以下「甲」という）が次の物件の点検・修繕を依頼し、請負者（以下「乙」という）がこれを点検・修繕することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

- 1 件 名：令和6年度タクシメーター装置検査用基準器
精密点検整備（八重山地区）
- 2 履行場所：八重山合同庁舎
- 3 期 間：自 契約締結日の翌日から
至 令和7年3月14日まで
- 4 契約金額：¥ —
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ —)
- 5 契約保証金：契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、全部又は一部免除する。

第1条 上記の契約に関して、乙は、この契約条項のほか仕様書及び指示に従いこれを履行しなければならない。

第2条 乙は成果物の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は甲の行う検査に合格した後でなければ引渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものはすべ

て乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は立会いをしないときは検査の結果につき、異議を申し立てる事ができない。

第4条 乙は検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕しなければならない。

第5条 乙は、上記物件の引渡し後1年間は、隠れたかしについて無償で補修し又はこれを取り替える責任を負わなければならない。

- 2 乙がかしの補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第6条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期間内に引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期間延長の願出をすることができる。

- 2 前項の願出は、履行期間内にしなければならない。

- 3 甲は第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し第8条の違約金を免除することができる。

第7条 甲は、検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

第8条 乙は、履行期間内で引渡ししないときは、遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第9条 この契約履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第10条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

第11条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 12 条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で施工するものとする。

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 1 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 2 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第 14 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければ

ばならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第 15 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印して各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県石垣市字真栄里 4 3 8 - 1
名称 沖縄県八重山事務所
氏名 所長 長濱 広明

乙 住所
名称
氏名